

兵庫県・神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市の 令和6年度事業方針

[姫路市]

1 排出事業者への指導

産業廃棄物の一層の適正処理を推進するため、法令遵守の徹底を図りつつ、産業廃棄物の排出事業者に対する報告徴収及び立入検査等を強化することにより、その処理責任を明確化し、適正処理の推進について指導するとともに、あわせて再資源化及び減量化の推進を図る。

(1) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の適正な運用の指導

マニフェスト制度の適正な運用についての指導を通じ、排出事業者には処理を委託した産業廃棄物が最終処分されるまでの間の管理責任があることの意識付けをより一層徹底させる。

(2) 電子マニフェストの普及促進

電子マニフェストについて、その普及を促進することにより、不適正処理の未然防止の一助とするだけでなく、処理委託状況の把握の効率化を図る。

(3) 適正処理の推進の指導

排出事業者に対する立入検査を強化し、適正処理の推進について指導する。

(4) 多量排出事業者への処理計画策定等の指導

多量排出事業者に対して、処理計画の策定や計画の実施状況の報告を求める等の指導を行うとともに、その公表を通じて、排出事業者による自主的な産業廃棄物の発生抑制、再資源化及び減量化への取組みの推進を図る。

2 産業廃棄物処理業者への指導

産業廃棄物の処理に関して重要な役割を担っている処理業者に対する立入検査を強化し、処理基準の遵守等について厳正に指導することにより、処理業者の資質の向上を図り、適正処理体制の整備を図る。

3 不適正処理の防止対策

産業廃棄物の不法投棄や不法焼却等の不適正処理を防止するため、監視カメラの設置や監視員による監視パトロール等を行うほか、関係行政機関及び警察等との連携体制の強化を図り、総合的な対策を講ずる。また、廃棄物処理法による対応に加え、県条例及び市条例の効果的な運用により、不適正処理の未然防止及び早期対応に努める。

4 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物保管事業者への対応

低濃度PCB廃棄物の令和9年3月31日までの期限内処理を確実に達成するため、使用中の機器等の交換や廃止、保管中のものの分析や廃棄など、処分委託契約の促進に向けた情報を発信するなどして、適正処理の早期推進に努める。

[姫路市農林水産環境局美化部産業廃棄物対策課]